

# 奈井江町

と住宅金融支援機構が連携

2021年7月版

www.flat35.com



## 【フラット35】地域連携型

『奈井江町定住促進新築住宅助成金』あるいは  
『奈井江町定住促進中古住宅購入助成金』を利用する場合、

全期間固定金利の住宅ローン【フラット35】の金利から

当初5年間 年▲0.25%

【フラット35】Sとの併用で、

当初5年間 年▲0.5%

(金利Aプランの場合、さらに  
6年目から10年目まで▲0.25%)

【フラット35】地域連携型とは、子育て世帯や地方移住者等に対する積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などの財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

助成制度に関するお問い合わせ

町章

奈井江町

企画財政課 政策推進係

0125-65-2112

開庁時間：8:30~17:00  
(土・日、祝日、年末年始を除く)

奈井江町 補助金

検索



【フラット35】に関するお問い合わせ



住宅金融支援機構  
Japan Housing Finance Agency

北海道支店 地域連携グループ

011-261-8306

営業時間：9:00~17:00  
(土・日、祝日、年末年始を除く)

フラット35 地域連携

検索



## 奈井江町定住促進新築住宅助成金

町内で住宅を新築し居住した場合、

**最大300万円**を助成します。

区分	町内業者で新築	町外業者で新築
町内在住者	200万円	150万円
町外からの転入者	250万円	200万円

若年、子育て世帯は、上記に **+50万円**

転入後（住民基本台帳の転入確定日）5年以内の方は、町外転入者となります。ただし、令和2年4月1日以降に着工した新築住宅を購入した方に限ります。

## 奈井江町定住促進中古住宅購入助成金

マイホームとして、中古住宅を購入し居住する方に

**最大200万円**を助成します。

※中古住宅購入額が助成額より低い場合は、売買価格実費額

区分	床面積が120平方メートル未満	床面積が120平方メートル以上
町内在住者	50万円	100万円
町外からの転入者	100万円	150万円

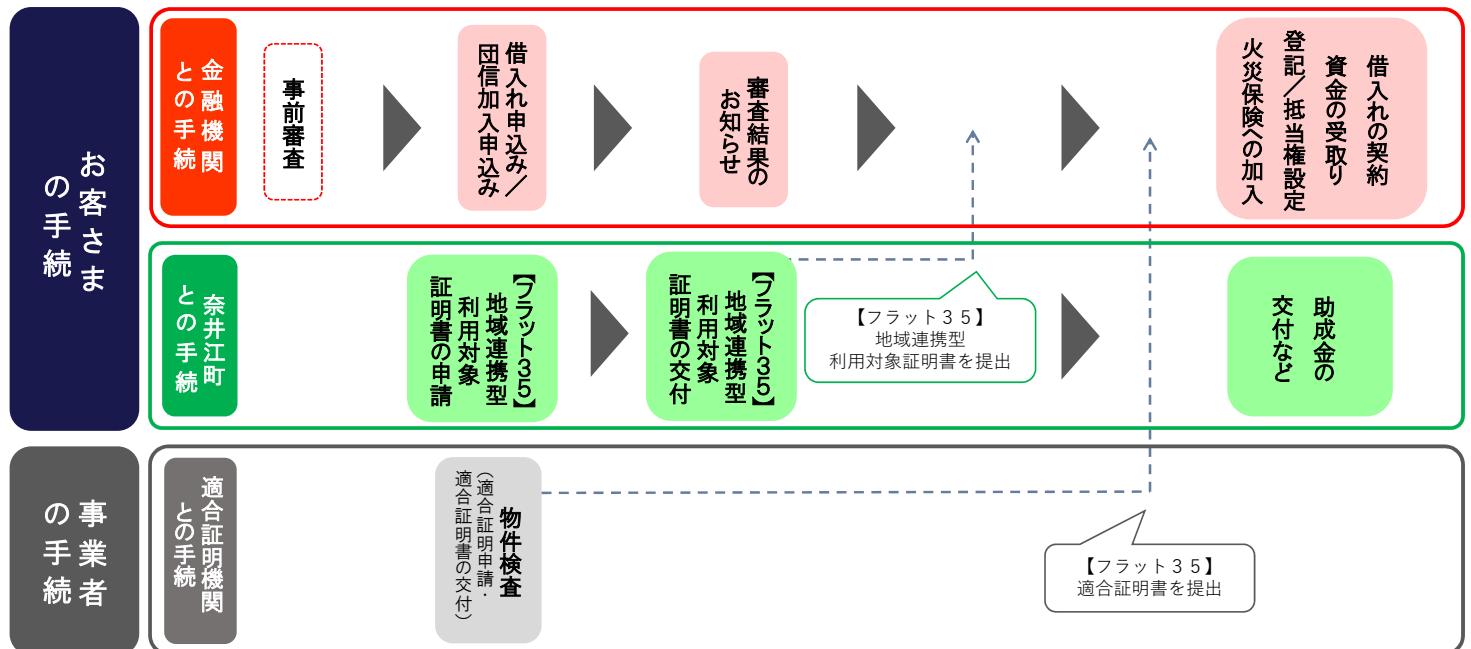
若年、子育て世帯は、上記に **+50万円**

転入後（住民基本台帳の転入確定日）5年以内の方は、町外転入者となります。ただし、令和2年4月1日以降に中古住宅を購入した方に限ります。

※詳細は奈井江町のホームページをご覧ください

## 【フラット35】地域連携型の利用手続の流れ

【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。



《借入れに当たっての注意事項》●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携して提供する全期間固定金利の住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。●取扱金融機関によって、事前審査を実施していない場合があります。事前審査は仮審査であり、借入申込後の正式な審査結果を約束するものではありません。●取扱金融機関または住宅金融支援機構の審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●【フラット35】地域連携型および【フラット35】Sは、借換融資および第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金には利用できません。●【フラット35】地域連携型を利用する場合には、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。●【フラット35】地域連携型及び【フラット35】Sには、予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。●また、地方公共団体の補助金の交付が終了した場合も受付を終了します。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。●【フラット35】についての詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。●説明書（パンフレットなど）は、お申込みを希望する取扱金融機関で入手できます。詳しくは、お申込みを希望する取扱金融機関にご確認ください。